

地域クラブへの支援

市では、学校部活動から地域へ展開された後の活動を担う団体の運営に要する経費の一部を支援します。

1 対象団体

市から地域クラブ認定を受けた団体

2 支援内容

(1) 指導者謝金

指導者の年間活動時間数の半分（2分の1）を市が指導者に直接支払います。

- ・ 対象：各地域クラブの登録指導者2名まで
- ・ 支給時間数の上限：4月開始団体は72時間、9月開始団体は42時間
- ・ 謝金上限：1時間当たり1,000円
- ・ 部活動外部指導者謝礼と同期間において重複受給不可

(2) 運営補助金

指導者謝金を除く運営経費の半分（2分の1）を市が補助します。

- ・ 運営経費上限：1団体当り31,500円 + (50円 × 申請時の市内加入生徒数)

3 提出書類

(1) 指導者謝金関係

- ・ 地域クラブ指導実績報告書
- ・ 口座振替依頼書 ※振込先は、指導者本人名義の口座のみ
(金融機関名、支店名、口座名義、口座番号のわかる通帳の写し)

(2) 運営補助金関係

- 事前に提出が必要な書類
 - ・ 大垣市地域クラブ運営補助金交付申請書（第1号様式）
 - ・ 事業計画書（第2号様式）
 - ・ 収支予算書（第3号様式）
- 完了後に提出が必要な書類
 - ・ 大垣市地域クラブ運営補助金実績報告書（第7号様式）
 - ・ 事業報告書（第8号様式）
 - ・ 収支決算書（第9号様式）
 - ・ 大垣市地域クラブ運営補助金請求書（第11号様式）

